

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策検討会報告書(案)

平成25年〇月

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策検討会

目 次

I 検討の趣旨等

- 1 はじめに
- 2 検討の経緯

II 荷役作業における労働災害の現状

- 1 陸運業における労働災害の現状
- 2 荷役作業における労働災害の現状

III 荷役作業の労働災害防止対策について

- 1 検討事項
- 2 安全衛生管理体制のあり方について
- 3 荷役作業における労働災害防止措置
 - (1) 共通の対策
 - (2) 墜落・転落による労働災害の防止対策
 - (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策
 - (4) 転倒による労働災害の防止対策
 - (5) 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策
 - (6) その他の労働災害の防止対策
- 4 荷役作業の安全衛生教育
- 5 荷主等と陸運業の事業者との連絡調整
- 6 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
- 7 陸運業の事業者間で業務請負等を行う場合の措置

IV その他（今後の検討課題）

I 検討の趣旨等

1 はじめに

労働災害の発生件数は、長期的に減少傾向が続いており、休業4日以上之死傷労働災害（以下「労働災害」という。）は、平成以降の20数年間でほぼ半減している。

一方、陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における労働災害は、同期間において、13,000人から17,000人台で推移しており、減少傾向が見られない。

また、陸運業における労働災害の内訳を見ると、交通事故は全体の約7%であるのに対し、荷台等からの墜落・転落、転倒、腰痛、荷役運搬機械災害といった荷役作業時における労働災害が約70%を占めている。これら荷役作業時の労働災害の発生場所は、約70%が荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場になっている。

こうした状況を踏まえ、本検討会においては、陸運業の荷役作業時における労働災害の防止対策について技術的な検討を行うとともに、これら対策を実効あるものとするための陸運業の事業者と荷主等との連携、役割分担のあり方、さらには陸運業の事業者や荷主等以外の関係各方面に向けた提言等についても検討を行い、本報告書を取りまとめた。

2 検討の経緯

(1) 第1回 平成24年11月20日（火）

- ・陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策検討会の設置について
- ・陸上貨物運送事業における荷役災害等の現状について
- ・陸上貨物運送事業における荷役災害防止に向けた具体的方策について
- ・その他

(2) 第2回 平成24年12月25日（火）

- ・陸上貨物運送事業における荷役災害の防止方策について
- ・報告書骨子（案）について
- ・その他

(3) 第3回 平成25年1月25日（金）

- ・報告書（案）について
- ・その他

(4) 第4回 平成25年2月5日（火）

- ・報告書（案）について
- ・その他

II 荷役作業における労働災害の現状

1 陸運業における労働災害の現状

労働災害の発生件数は、長期的に減少傾向が続いており、全産業における平成以降の休業4日以上¹の死傷労働災害（以下「労働災害」という。）の推移を見ると、元年の217,800人から23年は111,349人へと半減している。

こうした中で、陸運業における労働災害は、同期間において、17,300人から13,543人へと減少したものの、減少率は約20%に留まっている。そのため、全産業に占める陸運業の労働災害の割合は、平成元年の7.9%から平成23年は12.2%へと増加している。

【表1 労働災害発生件数の推移】

	平成元年		平成5年		平成10年		平成15年		平成20年		平成23年	
	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡
全産業計 (人)	217,800	2,419	171,600	2,245	148,248	1,844	125,750	1,628	119,291	1,268	111,349	1,024
陸上貨物運送事業 (人)	17,300	307	13,800	281	15,646	225	13,991	241	14,691	148	13,543	129
	(%)	7.9	12.7	8.0	12.5	10.6	11.1	14.8	12.3	11.7	12.2	12.6
製造業 (人)	64,697	431	49,896	414	42,269	305	32,518	293	28,259	259	23,589	182
	(%)	29.7	17.8	29.1	18.4	28.5	16.5	25.9	18.0	23.7	20.4	21.2
建設業 (人)	63,847	1,017	52,241	953	38,117	725	29,263	548	24,382	431	22,372	342
	(%)	29.3	42.0	30.4	42.4	25.7	39.3	23.3	33.7	20.4	34.0	20.1
第三次産業 (人)	60,700	457	53,200	437	45,735	425	44,426	427	47,175	341	47,216	295
	(%)	27.9	18.9	31.0	19.5	30.9	23.0	35.3	26.2	39.5	26.9	42.4

※ 本表は労災保険給付データより集計。平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死傷者数を含まない。

陸運業における労働災害について事故の型別の内訳を見ると、交通事故は全体の約7%であるのに対し、荷台等からの墜落・転落、動作の反動・無理な動作、転倒、フォークリフト等の荷役運搬機械災害といった荷役作業時における労働災害が約70%を占めている。加えて、荷役作業時の労働災害の約70%が荷主先等で発生しているという特徴がある。

【表2 陸上貨物運送事業における事故の型別の死傷災害発生状況(平成19~23年)】

	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
墜落、転落	4,452	32.6	4,366	32.2	3,781	32.2	3,849	31.6	3,833	27.4
動作の反動、無理な動作	1,991	14.6	2,055	15.1	1,869	16.0	1,866	15.3	1,963	14.0
転倒	1,876	13.7	2,022	14.9	1,743	14.9	1,882	15.5	1,968	14.1
はさまれ、巻き込まれ	1,988	14.6	1,989	14.7	1,638	14.0	1,760	14.5	1,667	11.9
交通事故(道路)	1,274	9.3	1,143	8.4	928	7.9	1,023	8.4	1,051	7.5
激突	1,147	8.4	1,067	7.9	975	8.4	1,052	8.6	928	6.6
上記以外	933	6.8	924	6.8	774	6.6	741	6.1	2,588	18.5
合計	13,661	100.0	13,566	100.0	11,708	100.0	12,173	100.0	13,998	100.0

※ 陸運業の事業者から提出のあった労働者死傷病報告より集計したもの。

2 荷役作業における労働災害の現状

陸運業における労働災害の発生状況の現状をより詳しく把握するため、平成 23 年に全国の陸運業の事業者から提出のあった労働者死傷病報告 14,248 件から無作為に 1,000 件を抽出して確認したところ、以下のとおりであった。

(1) 荷役災害とその他の災害（交通労働災害等）の発生状況について

1,000 件の災害について分析した結果、荷役災害が 755 件（75.5 %）、交通労働災害 107 件（10.7 %）、その他（運転席への乗降時の転落、事務所内での転倒等）138 件（13.8 %）であった。

(2) 荷役災害の事故の型別等の分析結果について

荷役災害 755 件を更に分析すると、荷台等からの墜落・転落災害 258 件（34.2 %）、フォークリフト等の荷役運搬機械が関係する災害 90 件（11.9 %）、ロールボックスパレット等の荷役用具・設備が関係する災害 104 件（13.8 %）、テールゲートリフターが関係する災害 8 件（1.0 %）、転倒災害 79 件（10.5 %）、動作の反動・無理な動作による災害 106 件（腰痛 50 件、腰痛以外 56 件）（14.0 %）、その他 110 件（14.6 %）であった。

(3) 荷台等からの墜落・転落災害の分析結果について

ア 荷台等からの墜落・転落災害 258 件についてトラックの荷台型式ごとに分析すると、平荷台 105 件（40.7 %）、パネルバン 96 件（37.2 %）、タンクローリー等 7 件（2.7 %）、その他（不明含む。）50 件（19.4 %）であった。

イ 平荷台からの墜落・転落 105 件については、シートの掛け外し中 22 件（20.9 %）、荷台からの意図的な飛び降りによる負傷 17 件（16.2 %）、荷締め荷解き中 11 件（10.5 %）、荷の積み卸し中 9 件（8.6 %）、あおりに乗っての作業中 6 件（5.7 %）、その他（不明含む。）40 件（38.1 %）であった。

ウ パネルバンからの墜落・転落 96 件については、荷の積み卸し中 31 件（32.3 %）、荷台からの意図的な飛び降りによる負傷 30 件（31.3 %）、パレットに載った荷を引くためのカギ棒が外れた反動によるもの 6 件（6.2 %）、スライドドアからの出入り中 6 件（6.2 %）、トラックとプラットホームの間等からの墜落・転落 5 件（5.2 %）、その他（不明含む。）18 件（18.7 %）であった。

エ タンクローリー等からの墜落・転落 7 件については、タンクローリーが関係するもの 4 件（57.1 %）、コンクリートミキサーが関係するもの 2 件（28.6 %）、その他（融雪剤の散布車）1 件（14.3 %）であった。

オ その他 43 件については、プラットホームからの墜落・転落 13 件（30.2 %）、その他 30 件（69.8 %）であった。

(4) 被災者の属性について

荷役災害 755 件について被災者の属性を分析すると、貨物自動車の運転者が 609 人、その他 146 人であり、被災者の 80.7 % 大半が貨物自動車の運転者であった。

(5) 被災場所について

荷役災害 755 件について被災場所を分析すると、荷主先等が 497 件、陸運業の自社構内が 170 件、その他 88 件であり、被災場所の 65.8 % が荷主先等であった。

なお、荷主先等について更に分析すると、荷の積込先の事業場が 184 件 (37.0 %)、荷卸先の事業場が 313 件 (63.0 %) であった。

※ 荷役作業における労働災害の抽出調査の結果の詳細については、別紙 1、別紙 2 のとおり。

Ⅲ 荷役作業の労働災害防止対策について

1 検討事項

抽出した 1,000 件の労働災害について分析すると、荷役作業を行う労働者に対する安全衛生教育の充実、陸運業の事業者と荷主等の連携、施設・設備面の改善等により防止できたと考えられるもののほか、法令等で決められたルールが守られずに発生したものもある状況にある。

このため、本検討会においては、安全衛生教育や施設・設備面の充実といった対策に加え、法令等で決められたルールが守られなかった背景や陸運業の事業者と荷主等の役割分担も考慮しながら、荷役作業の安全衛生対策として重要と考えられる以下の事項について検討を行った。

- ・安全衛生管理体制のあり方について
- ・荷役作業における労働災害防止対策
- ・荷役作業の安全衛生教育
- ・荷主等と陸運業の事業者との連絡調整
- ・自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
- ・陸運業の事業者間で業務請負等を行う場合の措置
- ・その他（今後の検討課題）

※ 荷役作業における労働災害を防止するための既存の対策は別紙 3 のとおり。

2 安全衛生管理体制のあり方について

(1) 安全管理者、安全衛生推進者、運行管理者、安全運転管理者等の選任

ア 陸運業の事業者の実施事項

陸運業の事業者は、荷役作業において労働災害を発生させないようにするため

の措置を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施することが適当である。

(ア) 安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名し、荷役作業（自社及び荷主先等で行われるものをいう。）における労働災害防止のために果たすべき役割、責任及び権限を定め、必要な取組を行わせること。また、それらを労働者に周知すること。

(イ) 選任された荷役災害防止に係る担当者に対し、荷役災害防止に必要な教育を実施すること。

イ 荷主等の実施事項

荷主等は、陸運業の事業場と連携して、荷役作業における労働災害を発生させないようにするための措置を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施することが適当である。

(ア) 安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名し、陸運業の荷役災害防止の担当者が行う労働災害防止のための措置に連携して取りまとめること。

(イ) 選任された荷役災害防止に係る担当者に対し、荷役災害防止に必要な教育を実施すること。

(2) 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成、実施、評価、改善

ア 陸運業の事業者の実施事項

陸運業の事業者は、荷役作業において労働災害が発生しないようにするための措置を組織的かつ継続的に実施するため、次の事項を実施することが適当である。

(ア) 事業全体の安全意識を高めるため、事業を統括管理する者は、荷役作業における労働災害の防止に関する事項を盛り込んだ安全衛生方針を表明すること。

(イ) 安全衛生方針に基づき、荷役作業における労働災害の防止に関する事項を盛り込んだ安全衛生目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかにするとともに、陸運業の労働者（貨物自動車の運転者、荷役作業を行う者等。以下同じ。）及び荷主等に周知すること。

(ウ) 荷役作業における労働災害防止措置を明らかにするため、自社内及び荷主先等での荷役作業について、リスクアセスメントを実施すること。

(エ) 安全衛生目標を達成するための具体的な方策として、一定の期間を限り、次の事項を含む安全衛生計画を作成するとともに、その計画を適切に実施、評価、改善すること。

- ① 荷役運搬機械、荷役用具・設備等による労働災害防止に関する事項
- ② 安全衛生教育の実施に関する事項

③ 荷主等と連携した荷役災害防止に関する意識の高揚等に関する事項

④ 腰痛予防等の健康管理に関する事項

イ 荷主等の実施事項

安全衛生方針や目標の設定、安全衛生計画の策定に当たっては、自社が発注した運送業務において、陸運業の労働者が行う荷役作業での労働災害の防止についても、盛り込むことが適当である。

(3) 安全衛生委員会等における調査審議、陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

ア 陸運業の事業者の実施事項

陸運業の事業者は、荷役作業において労働災害が発生しないようにするための具体的な措置を講じるため、次の事項を実施することが適当である。

(ア) 安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会等（以下「安全委員会等」という。）において、荷役作業における労働災害の防止について調査審議すること。

(イ) 反復定例的に荷の運搬を請け負う荷主等、荷役作業において労働災害が発生した際の荷主等とは、安全衛生協議組織を設置し、荷役作業の安全化に向けた対策に積極的に取り組むこと。

イ 荷主等の実施事項

荷主等は、荷役作業において労働災害が発生しないようにするための具体的な措置を講じるため、陸運業の事業者と連携して次の事項を実施することが適当である。

(ア) 安全委員会等においては、荷役作業における労働災害の防止についても調査審議すること。

(イ) 陸運業の事業者と安全衛生協議組織の設置し、荷役作業の安全化に向けた対策に積極的に取り組むこと。

3 荷役作業における労働災害防止措置

(1) 共通の対策

ア 陸運業の事業者の実施事項

次の事項を実施することが適当である。

(ア) 運送の都度、陸運業の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか事前に確認すること。また、事前に確認しなかった荷役作業は行わせないこと。

(イ) 荷役作業を行わせる労働者に対し、確認した荷役作業の内容に関する安全衛生対策を指示すること。

- (ウ) 荷役作業を行わせる場合には、荷役作業を行う場所の作業環境や作業内容にも配慮した服装や保護具（保護帽、安全靴等）を用意すること。
- (エ) 荷役作業は、荷主先等において、単独又は荷主等の労働者と共同で作業が行われることが多い。このため、荷主先等で荷役作業を行う労働者に対し、自社からの直接的な指示・支援を受けにくい荷役作業の特性を説明し、安全を最優先として荷役作業を行うよう啓発するとともに、荷役作業の安全衛生教育を実施すること。
- (オ) 自社の労働者が荷役作業を行った際に、荷主等から不安全な荷役作業の実施を求められた場合には報告させ、荷主等に対し改善を求めること。

イ 荷主等の実施事項

次の事項を実施することが適当である。

- (ア) 陸運業の労働者が荷主等の事業場において行う必要がある荷役作業について陸運業の事業者へ通知すること。また、事前に通知しなかった荷役作業は陸運業の労働者に行わせないこと。
- (イ) 荷役時間、荷待時間、貨物自動車の運転者の休息时间、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、荷役作業の安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定（弾力的な設定）とすること。
- (ウ) 荷役作業を行う場所の広さ、床の凹凸、照度、混雑・乱雑、露天（雨風が当たる）、通路等について、安全に荷役作業を行える状況にあるか確認し、必要な改善を図ること。
- (エ) 荷役作業において、不安全な作業を行っていることを確認した場合には、速やかに改善を求めること。

(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策

ア 陸運業の事業者の実施事項

次の事項を実施することが適当である。

- (ア) 荷役作業については、できるだけ墜落・転落の危険が少ない作業方法になるよう配慮すること。（陸運業の事業場で荷役作業を行う場合）
- (イ) 荷役作業を行う労働者に次の事項を遵守させること。
 - ① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。また、資材等が置かれている場合には整理・整頓してから作業を行うこと。
 - ② 不安定な荷の上ではできるだけ移動しないこと（一度地面に降りて移動すること）。
 - ③ 荷や荷台の上ではできるだけ作業を行わず、地上から又は地上での作業と

すること（ラッピング、ラベル貼り等荷の積卸し以外の作業は、荷や荷台の上で行わないこと。）。

- ④ 安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用すること。
- ⑤ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、フォークリフトの運転者等から見える安全な立ち位置を確保すること。
- ⑥ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないこと。
- ⑦ 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴（Fマーク）を使用すること。
- ⑧ あおりを立てる場合には、必ず固定すること。
- ⑨ 最大積載量が5 t以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。最大積載量が5 t未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できるだけ昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用すること。
- ⑩ 荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降（乗降）については、三点確保を心がけること。

(ウ) 荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用し、荷台のあおりに乗っての作業を避けること。

(エ) 貨物自動車の荷台への昇降設備、あおりに取り付ける簡易作業床等、墜落・転落による労働災害の防止に必要な設備等を用意すること。（荷主等が用意している場合は除く。）

イ 荷主等の実施事項

次の事項を実施することが適当である。

(ア) 荷役作業については、できるだけ墜落・転落の危険が少ない作業方法になるよう配慮すること。

(イ) 反復定例的に荷役作業を行う場所については、プラットフォーム（移動式のものを含む。）の設置、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等を用意すること。

(ウ) 上記（イ）以外の場所についても、荷姿、荷の大きさ、重量等を考慮し、陸運業の事業者と調整する等して、適切な墜落・転落防止措置を講じること。

(エ) タンクローリーへの給油作業のようにタンク上部に登って荷役作業を行うもの、荷台に積み上げた荷の上での作業を反復定例的に行うものについては、施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策

【フォークリフト】

ア 陸運業の事業者の実施事項

次の事項を実施することが適当である。

- (ア) フォークリフトを運転する労働者が、最大荷重に合った資格を有しているか確認すること。
- (イ) フォークリフトの定期自主検査を実施すること。(陸運業の事業場が所有している場合)
- (ウ) 作業計画を作成すること。(陸運業の労働者が荷役作業を行う場合)
- (エ) 複数の労働者で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置すること。
- (オ) フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に、次の事項を遵守させること。
 - ① フォークリフトの用途外使用(人の昇降等)をしないこと。
 - ② 荷崩れ防止措置を行うこと。
 - ③ 運転時にシートベルトを着用すること。
 - ④ フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実に行うこと。万一、フォークリフトが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。
 - ⑤ マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。
 - ⑥ 急停止、急旋回を行わないこと。
 - ⑦ 荷役作業場の制限速度を遵守すること。
 - ⑧ バック走行時には、後方(進行方向)確認を徹底すること。
 - ⑨ フォークに荷を載せての前進時には、前方(荷の死角)確認を徹底すること。
 - ⑩ 荷役作業中は、他者が運転するフォークリフトに気を付けること(安全通路を歩行すること、荷の陰等から飛び出さないこと等)
- (カ) 構内におけるフォークリフト使用のルール(制限速度、安全通路等)を定めて、荷役作業を行う労働者の見やすい場所に掲示すること。(陸運業の事業場で荷役作業を行う場合)
- (キ) 構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。(陸運業の事業場で荷役作業を行う場合)
- (ク) フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。(陸運業の事業場で荷役作業を行う場合)

イ 荷主等の実施事項

次の事項を実施することが適当である。

- (ア) フォークリフトを運転する労働者が、最大荷重に合った資格を有しているか確認すること。確認の結果、運転するフォークリフトの最大荷重に合った資格を有していない場合には、資格を有している労働者にフォークリフトを運転させること。
- (イ) フォークリフトの定期自主検査等を実施すること。(荷主等の事業場が所有している場合)
- (ウ) 陸運業の事業者に対し、作業計画の作成に必要な情報を提供すること。
- (エ) フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に、次の事項を遵守させること。
- ① フォークリフトの用途外使用(人の昇降等)をしないこと。
 - ② 荷崩れ防止措置を行うこと。
 - ③ 運転時にシートベルトを着用すること。
 - ④ フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実にを行うこと。万一、フォークリフトが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。
 - ⑤ マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。
 - ⑥ 急停止、急旋回を行わないこと。
 - ⑦ 荷役作業場の制限速度を遵守すること。
 - ⑧ バック走行時には、後方(進行方向)確認を徹底すること。
 - ⑨ フォークに荷を載せての前進時には、前方(荷の死角)確認を徹底すること。
 - ⑩ 荷役作業中は、他者が運転するフォークリフトに気を付けること(安全通路を歩行すること、荷の陰等から飛び出さないこと等)
- (オ) 構内におけるフォークリフト使用のルール(制限速度、安全通路等)を定めて、荷役作業を行う労働者の見やすい場所に掲示すること。(自社での荷役作業)
- (カ) 構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。
- (キ) フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。
- (ク) 陸運業の労働者と荷主等の労働者の作業が同一の場所において行われる場合には、そのことによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡調整を行うこと。

【クレーン、移動式クレーン】

ア 陸運業の事業者の実施事項

次の事項を実施することが適当である。

- (ア) クレーン、移動式クレーン（以下「クレーン等」という。）を運転する労働者がクレーン等のつり上げ荷重に合った資格を有しているか確認すること。
- (イ) 定期自主検査等を実施すること。（陸運業の事業場が所有している場合）
- (ウ) クレーン等を用いて荷役作業を行う労働者に、定格荷重を超えて使用させないこと。
- (エ) 移動式クレーンについては、設置場所の地耐力を確認し、運転者に周知すること。また、移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正すること。（陸運業の事業場で荷役作業を行う場合）
- (オ) 移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を準備すること。（陸運業の事業場で荷役作業を行う場合）
- (カ) 暗渠や埋設物を明示し、荷役作業に従事する労働者に周知すること。（陸運業の事業場で荷役作業を行う場合）

イ 荷主等の実施事項

次の事項を実施することが適当である。

- (ア) クレーン等を運転する労働者がクレーン等のつり上げ荷重に合った資格を有しているか確認すること。確認の結果、クレーン等のつり上げ荷重に合った資格を有していない場合には、資格を有している労働者にクレーン等を操作させること。
- (イ) 定期自主検査等を実施すること。（荷主等の事業場が所有している場合）
- (ウ) クレーン等を用いて荷役作業を行う労働者に、定格荷重を超えて使用させないこと。
- (エ) 移動式クレーンについては、設置場所の地耐力を確認し、運転者に周知すること。また、移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正すること。
- (オ) 移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を準備すること。
- (カ) 暗渠や埋設物を明示し、荷役作業に従事する労働者に周知すること。

【コンベヤー】

ア 陸運業の事業者の実施事項

次の事項を実施することが適当である。

- (ア) コンベヤーを使用して荷役作業を行う者に対し、次の事項を遵守させること。
 - ① コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通ること。（コンベヤーを跨がないこと。）

② コンベヤーが荷詰まりを起こした場合は、コンベヤーを停止させてから荷詰まりを直すこと。(コンベヤーを動かしたままで荷詰まりした荷を取り除こうとしないこと。)

⑪ コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行うこと。

(イ) コンベヤーを跨げないようにする等、施設・設備の改善を図ること。(陸運業の事業場で荷役作業を行う場合)

イ 荷主等の実施事項

次の事項を実施することが適当である。

(ア) コンベヤーを跨げないようにする等、施設・設備の改善を図ること。

【ロールボックスパレット、台車等】

ア 陸運業の事業者の実施事項

次の事項を実施することが適当である。

(ア) ロールボックスパレット、台車等(以下「ロールボックスパレット等」という。)を使用して人力で荷役作業を行う者に対し、次の事項を遵守させること。

① ロールボックスパレット等に激突されたり、足を轢かれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にはプロテクターを装着すること。

② ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かすこと。

③ トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業すること。

④ ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認すること。

⑤ 見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかけること。

⑥ 停止するときや、カーブを曲がる場合には、2m程前から減速すること。

⑦ 重量が重いロールボックスパレット等は、2人で押すこと。

⑧ 荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定すること。

(イ) ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路については整理整頓しておくこと。(陸運業の事業場で荷役作業を行う場合)

(ウ) ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。(陸運業の事業場で荷役作業を行う場合)

イ 荷主等の実施事項

次の事項を実施することが適当である。

- (ア) ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路については整理整頓しておくこと。
- (イ) ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。

(4) 転倒による労働災害の防止対策

ア 陸運業の事業者の実施事項

次の事項を実施することが適当である。

- (ア) 荷役作業を行う者に対し、次の事項を遵守させること。
 - ① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。
また、資材等が置かれている場合には整理・整頓してから作業を行うこと。
 - ② 後ろ向きに歩いての作業はできるだけしないこと。
- (イ) 荷役作業場所等に合わせた、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用させること。
- (ウ) 持った荷で両手をふさがれると僅かなつまずきでも転倒しやすくなるため、できるだけ台車等を使用させること。
- (エ) 荷役作業場所を整理・整頓し、床・地面の凹凸等のつまずきの原因をできるだけなくすこと。(陸運業の事業場で荷役作業を行う場合)
- (オ) 荷役場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。(陸運業の事業場で荷役作業を行う場合)

イ 荷主等の実施事項

次の事項を実施することが適当である。

- (ア) 荷役作業場所を整理・整頓し、床・地面の凹凸等のつまずきの原因をできるだけなくすこと。
- (イ) 荷役場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。
- (ウ) 台車等を用意すること。

(5) 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策

ア 陸運業の事業者の実施事項

次の事項を実施することが適当である。

- (ア) 職場における腰痛予防対策指針の各事項を講じること。
- (イ) 荷役作業を行う者に対し、次の事項を遵守させること。
 - ① 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと。特に、長時間の貨物自動車の運

転の後には、直ぐに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばすようにすること。

- ② 中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらないようにすること。
- ③ 重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方に開いた足に体重をかけて押すこと。
- ④ 55kg を超える荷は、2人以上で扱うこと（18歳以上の男性は体重の40%を目安とする。）
- ⑤ できるだけ台車等を使用すること。

(ウ) 人力荷役については、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善すること。（陸運業の事業場で荷役作業を行う場合）

(エ) 職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮すること。（陸運業の事業場で荷役作業を行う場合）

イ 荷主等の実施事項

次の事項を実施することが適当である。

(ア) 人力荷役については、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善すること。

(イ) 職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮すること。

(6) その他の労働災害の防止対策

ア 陸運業の事業者の実施事項

次の事項を実施することが適当である。

(ア) 荷役作業を行う者に対し、次の事項を遵守させること。

- ① ロープ解きの作業、シート外しの作業を行う場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。
- ② 荷室扉を開ける場合は、運行中に荷崩れした荷や仕切り板が落下してこないか確認しながら行うこと。
- ③ あおりを下ろす場合には、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。
- ④ 鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて確実に歯止めを行うこと。
- ⑤ 停止中の貨物自動車の逸走防止措置を確実に行うこと。万一、貨物自動車動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。

(イ) パレットに乗った作業による踏み抜き等、パレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している物は交換すること。

(陸運業の事業者が用意している場合)

イ 荷主等の実施事項

次の事項を実施することが適当である。

(ア) パレットに乗った作業による踏み抜き等、パレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している物は交換すること。

(荷主等の事業者が用意している場合)

4 荷役作業の安全衛生教育

荷役作業を行う労働者に対する安全衛生教育を充実することが適当である。

特に、貨物自動車の運転者が、荷主先等で荷役作業を行う場合には、これまで重点的に実施してきた交通労働災害防止に係る安全衛生教育に加え、荷役作業に係る安全衛生教育にも積極的に取り組む必要がある。

(1) 雇入れ時等の教育

新規雇入れ労働者であって荷役作業に就かせる者又は配置転換等により新たに荷役作業に就かせる労働者（いずれも貨物自動車の運転者を含む。）に対し、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第59条第1項及び2項の規定により雇入れ時教育又は作業内容変更時教育を行う必要がある。

陸運業の事業者は、これらの教育の実施に当たり、次に掲げる事項を含む教育を行うことが適当である。

ア 荷役運搬作業における積卸し作業の知識

イ 荷の種類等

ウ 荷役運搬機械等の種類

エ 使用器具及び工具

オ 作業箇所の安全確認

カ 服装及び保護具

キ ロープ掛け、ロープ解きの作業及びシート掛け、シート外しの作業

(2) 安衛法に基づく資格等の取得

荷役作業を行う労働者は、作業内容や使用する機械等に応じた資格等を取得している必要がある。

このため、陸運業の事業者は、以下の資格等について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な取得を推進することが適当である。

ア フォークリフト

(ア) 最大荷重1トン以上のフォークリフト（技能講習）

- (イ) 最大荷重1トン未満のフォークリフト（特別教育）
- (ウ) フォークリフト運転業務従事者教育（安全衛生教育指針公示に基づく教育）

イ フォークローダー

- (ア) 最大荷重1トン以上のフォークローダー（技能講習）
- (イ) 最大荷重1トン未満のフォークローダー（特別教育）

ウ クレーン等

- (ア) つり上げ荷重5トン以上の移動式クレーンの運転（免許）
- (イ) つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転（技能講習）
- (ウ) つり上げ荷重0.5トン以上1トン未満の移動式クレーンの運転（特別教育）
- (エ) つり上げ荷重1トン以上の移動式クレーンの玉掛け業務（技能講習）

(3) 作業指揮者等に対する教育

陸運業の事業者は、以下の作業指揮者等に対する教育について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な受講を推進することが適当である。

- ア 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育
- イ 積卸し作業指揮者教育
- ウ 危険予知訓練
- エ リスクアセスメント教育
- オ 腰痛予防管理者教育

(4) 日常の教育

陸運業の事業者は、荷役作業を行う労働者に対し、災害事例（厚生労働省ホームページ：職場の安全サイト等）等を用いた教育を日頃から行うことが適当である。

また、こうした教育においては、実際の荷役作業を想定したイラストシート、写真等を用いて、荷役作業を行う労働者に潜在的危険性を予知させ、その防止対策を立てさせることにより、安全を確保する能力を身につけさせる危険予知訓練を行うことも適当である。

(5) 荷主等による運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知

貨物自動車の運転者については、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（厚生労働省告示。以下「改善基準告示」という。）により、拘束時間及び運転時間の上限等が定められている。

したがって、荷主等の事業者は、運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車の運転者が改善基準告示を遵守でき

るような着時刻や荷待ち時間等を設定させることが適当である。

5 荷主等と陸運業の事業者との連絡調整

(1) 荷役作業における役割分担の明確化

荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における陸運業の事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっている場合があることがあげられる。

このため、運送契約時に、荷役作業における陸運業の事業者と荷主等との役割分担を明確にすることは重要である。

こうした点を踏まえ、陸運業の事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進することが適当である。

(2) 配送先における荷卸しの役割分担の明確化

配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運業の事業者と着荷主は運送契約を締結する関係にない場合が多い。この場合、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運業の事業者に通知することが適当である。

(3) 荷役作業実施における荷主と陸運業の事業者との連絡調整

ア 陸運業の事業者の実施事項

陸運業の事業者は、運送の都度、陸運業の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか荷役災害防止の担当者に事前に確認させること。

確認の結果、荷役作業がある場合には、運搬物の重量、荷役作業の方法等の荷役作業の内容を安全作業連絡書（参考）等を使用して把握するとともに、陸運業の労働者が荷主等で使用する荷役運搬機械の運転に必要な資格等を有しているか併せて確認することが適当である。

イ 荷主等の実施事項

荷主等は、陸運業の労働者が荷役作業を行う場合、陸運業の荷役災害防止の担当者に対し、安全作業連絡書の内容を通知することが適当である。

(4) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

陸運業の労働者が反復定例的に荷役作業を行う場合には、安全な作業方法の確立等について、陸運業の事業者と荷主等で協議する場を設けることが適当である。

具体的には、本報告書にまとめられた荷台等からの墜落・転落災害、荷役運搬機械等による災害、転倒や動作の反動・無理な動作による災害の防止対策等について

協議するほか、合同で荷役作業場所の巡視、リスクアセスメントの実施等を行うことが適当である。

また、荷役作業を行うことによる身体的な負荷を考慮して、運行計画のあり方や荷主先への休憩施設の設置等についても併せて協議することが適当である。

6 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

陸運業の事業者は、貨物自動車の運転者に荷役作業を行わせる場合、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を考慮した運行計画を作成することが適当である。

荷主等は、陸運業の労働者が荷役作業を行う場合、荷役作業を行うことによる疲労に配慮した十分な休憩時間の確保や着時刻の弾力化について配慮することが適当である。

7 陸運業の事業者間で業務請負等を行う場合の措置

陸運業の事業者が自ら受注した運送業務（荷役作業を含む。）を他の陸運業の事業者へ請け負わせる場合には、元請事業場において、下請事業場との協議組織を設置及び運営し、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等を行うことが適当である。

IV その他（今後の検討課題）

荷役作業における労働災害を防止するためには、陸運業の事業者と荷主等が上記の対策に取り組むだけでなく、関係機関、関係団体等の取組により対策が進展すると考えられる課題もある。

当面は、上記の対策を荷役作業の現場に浸透させていくことが適当であるが、将来的な検討課題として、次の事項が考えられる。

1 陸運業の事業者と荷主先等が連携して取り組んでいる好事例の広報

陸運業の事業者と荷主先等が連携して荷役災害の防止に取り組んでいる事例として以下のようなものがあることから、関係機関、関係団体等のホームページ等で紹介し、多くの事業場へ同様の取組を広げていくことが望まれる。

(1) 自動車メーカーにおいて、自動車部品や資材等の運搬を行う際の荷役作業については、荷役作業や荷役場所に慣れた自動車メーカー（荷主先）の労働者が行い、貨物自動車の運転者は運転業務のみに専念することになっているもの。

(2) 自動車販売店において、完成車の納入をするキャリアカーの駐車スペースを敷地内に確保し、危険性の高い道路上での完成車の積卸しを行わなくて済むようにしているもの。

(3) コンビニエンスストアにおいて、商品の配送時刻（着時刻）を弾力化し、貨物自

動車の運転手が余裕をもって荷役作業や貨物自動車の運転を行えるようにしているもの。

- (4) 陸運業の事業者と地域の商工会等が、荷役作業における墜落・転落災害等から貨物自動車の運転者を守るための「共同宣言」を行い、両者が協力して荷役災害の防止に取り組んでいるもの。

2 貨物自動車等の構造の改善

荷役作業における労働災害の発生状況を見ると、貨物自動車等の構造の改善により防止できると考えられるものがあることから、具体的な災害事例を示しつつ、自動車メーカーの団体等へ、次のような構造の改善等を要望していくことが望まれる。

- (1) サイドバンパー、後部バンパーへのステップの装着（ステップが無いために、バンパー等に足をかけて荷台への昇降を行おうとして足を滑らせ、負傷する事案が発生しているため。）。
- (2) ウィングルーフ車のウイング開閉スイッチの位置の改善（ウイング開閉スイッチを作業中に誤って押してしまい、ウイングとあおりの間に挟まれる死亡災害が発生しているため。）。
- (3) 運転席のステップの改善（運転席への乗降時に墜落・転落する災害が多発しており、安全靴のような屈曲性が通常の靴と異なる靴の使用を考慮したステップとすることが望まれるため。）
- (4) フォークリフトについて、速度制限装置の設置（構内制限速度を大幅に上回るスピードが出るため。）、後部確認用モニターの設置（後進時に作業者に接触する労働災害が多いため。）、作業者にフォークリフトの接近を知らせる装置（フォークリフトの後進ブザーの他、作業者にセンサーを持たせてフォークリフトの接近を知らせる装置。）の普及、使用。

3 荷役作業等付帯業務の書面契約の推進

荷役作業等付帯業務の書面契約については、契約書を作成する際に参考にできる「モデル契約書」があると便利である。この点については、現在、国土交通省主催の「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」において検討が進められていることから、これが完成した場合は、関係業界、行政が連携してその周知、普及に取り組むことが望まれる。

4 貨物自動車の十分な駐車スペースの確保

荷主先等には、十分な台数の貨物自動車の駐車スペースを確保するとともに、貨物自動車の周囲に荷役作業を安全に行うためのスペースを確保する必要がある。

特に市街地における商業施設の搬入施設は、こうしたことが考慮されていない場合が少なくないことから、十分な台数、荷役作業を安全に行うためのスペースの確保について、商業施設の施設管理者等への働きかけを行っていくことが望まれる。

5 荷役作業場の管理者に対する規制の検討

荷役作業の安全化を図るためには、荷役作業場そのものについても安全なものとする必要がある。

荷役作業を労働者に行わせる事業者に対しては、具体的な安全対策が義務付けられているものの、荷役作業場の管理者についてはこうした法令上の義務付けがないことから、今後の課題として「作業場所の管理者」に対する安全対策のあり方について検討していくことが望まれる。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策検討会参集者

大幢 勝利（おおどう かつとし）
（（独）労働安全衛生総合研究所上席研究員）

岡本 浩志（おかもと ひろし）
（JFEスチール株式会社安全衛生部長）

○ 苦瀬 博仁（くせ ひろひと）
（東京海洋大学流通情報工学科教授）

小林 繁男（こばやし しげお）
（陸上貨物運送事業労働災害防止協会技術管理部長）

齋藤 直也（さいとう なおや）
（公益社団法人全日本トラック協会常務理事）

三瓶 宏一（さんべ ひろかず）
（全日本運輸産業労働組合連合会書記次長）

津留 邦彦（つる くにひこ）
（日本通運株式会社業務部専任部長）

水野 功（みずの いさお）
（千代田運輸株式会社取締役社長）

※ ○印は座長。

※ 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が参集したものである。

荷役作業における労働災害の現状

	被災者属性(人)		荷主先等(件)		自社 (件)	その他 (不明 含) (件)	件数計
	運転手	その他	積込先	配送先			
墜落・転落災害	233	25	73	119	34	32	258
平ボディ	101	4	33	39	22	11	105
パネルバン	89	7	24	57	5	10	96
タンクローリー等	6	1	0	4	2	1	7
テールゲートリフター付き	6	1	3	3	1	0	7
その他(不明含む。)	31	12	13	16	4	10	43
荷役運搬機械が関係する災害	56	34	31	16	33	10	90
フォークリフト関係	37	26	18	11	25	9	63
クレーン関係	19	3	11	5	5	1	22
コンベヤー関係	0	5	2	0	3	0	5
荷役用具・設備が関係する災害	73	31	15	36	44	9	104
テールゲートリフターが関係する災害 (墜落、転落を除く。)	8	0	3	4	1	0	8
転倒災害	62	17	11	45	15	8	79
動作の反動・無理な動作による災害	84	22	26	54	13	13	106
腰痛	41	9	11	26	7	6	50
腰痛以外	43	13	15	28	6	7	56
その他	93	17	25	39	30	16	110
荷役作業小計	609	146	184	313	170	88	755
(%)	80.7	19.3	24.5	41.3	22.5	11.7	100
荷役災害以外小計	—	—	—	—	—	—	245
交通事故	—	—	—	—	—	—	107
その他(交通事故以外)	—	—	—	—	—	—	138
合計 (件)	—	—	—	—	—	—	1,000

※ 平成23年に陸運業の事業者より報告のあった労働者死傷病報告(13,998件)より無作為に抽出した1,000件について分類・集計したものの。

荷役作業時の災害概要のキーワード別集計結果

墜落、転落災害		259
平荷台		105
	シートの掛け外し中	22
	荷台からの意図的な飛び降り	17
	荷締め荷解き中	11
	荷の積卸し中	9
	あおりに乗っての作業中	6
	その他	40
パネルバン		96
	荷の積卸し中	31
	荷台からの意図的な飛び降り	30
	カギ棒が外れた反動	6
	スライドドアからの出入り中	6
	トラックとプラットホームの間等から	5
	その他	18
タンクローリー等		7
	タンクローリー	4
	コンクリートミキサー	2
	その他	1
テールゲートリフター付き		8
その他		43
	プラットホームから	13
	その他	30
フォークリフトが関係するもの		100
轆かれたもの		70
	バック走行	35
	バック走行以外	35
フォークからの転落		4
乗降中		4
その他		22
クレーンが関係するもの		50
荷等の振れ		13
荷の積卸し時の挟まれ		12
フック外れ、荷の落下		6
その他		19
コンベアが関係するもの		50
コンベアを流れる荷の取扱中		19
コンベアを跨いだもの		9
機器の点検・補修等		6
その他		16

テールゲートリフターが関係するもの		8
	挟まれ、巻き込まれ	7
	その他	1
ロールボックスパレット等が関係するもの		104
	ロールボックスパレット	82
	崩壊、倒壊	41
	足を轢かれたもの	13
	手を挟まれたもの	7
	動作の反動、無理な動作	10
	その他	11
	ハンドパレットトラック	5
	台車	17
転倒災害		79
	配送先	35
	倉庫内	20
	その他	24
動作の反動、無理な動作		106
	腰痛	50
	腰痛以外	56
その他		110
	荷崩れ	21
	荷崩れ 扉開閉時	4
	仕切り板	10
	個宅配送	6
	熱中症	5
	その他	64

※ 平成23年に陸運業の事業者より報告のあった労働者死傷病報告(13,998件)より無作為に抽出した1,000件について分類・集計したもの。ただし、フォークリフト、クレーン、コンベヤーについては、上記1,000件以外からも災害事例を収集している。

陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策について

(別紙3)

キーワード (災害発生件数、率(％))	荷の積卸しを行う事業者の実施事項(主として陸上貨物運送事業者)			荷の積卸し場所の管理者の実施事項 (主として荷主等)
	安全衛生管理体制	安全衛生教育等	施設・設備、作業方法等	
【共通事項】	(法令に基づく措置) 1 安全管理者等の選任 ※ 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医の選任 2 安全衛生委員会等の開催	(法令に基づく措置) 1 雇入れ時、作業内容変更時の教育 2 危険又は有害な業務に係る特別教育及び再教育 3 就業制限業務に対する免許、技能講習 4 安全管理者等に対する教育	(法令に基づく措置) 1 機械等による危険の防止 2 荷役等の業務における作業方法から生ずる危険の防止 3 高温、低温等による健康障害の防止 4 作業場の通路、床面、階段等の保持 5 重量物運搬等の作業行動から生ずる労働災害の防止 6 危険性又は有害性の調査、調査結果に基づく措置の実施(リスクアセスメントの実施) 7 貨物の重量の表示(1t以上) 8 特定機械等の検査 9 その他(健康診断、職場環境の改善等)	(法令に基づく措置) 1 仕事を他人に請け負わせる者は、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮
	(通達に基づく措置) 1 経営トップによる安全衛生方針の表明 2 安全衛生管理規程の作成、整備 3 リスクアセスメントの実施体勢の整備 4 安全衛生方針に基づく安全衛生目標の設定 5 安全衛生委員会等における荷役作業の安全対策に係る調査審議の実施 6 荷主等に対し、運送契約時における荷役作業の有無、運搬方法、作業の分担等の作業条件及び作業場所の環境、作業の留意点等の連絡調整に係る事項について適切な取り決めを行い、作業者全員に伝達	(通達に基づく措置) 1 法定の免許、技能講習の計画的な取得促進 ※ フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー、はい付け・はい崩し、移動式クレーン 2 職務の内容等に応じた安全衛生教育の対象者、実施時期、教育内容等を定め、中長期的な安全衛生教育推進計画を整備 ※ 雇入れ時教育、フォークリフト特別教育、小型移動式クレーンの特別教育、フォークリフト運転業務従事者教育、車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育、積卸し作業指揮者教育、危険予知訓練(交通・荷役)、リスク	(通達に基づく措置) 1 安全な作業法の確立について、陸上貨物運送事業者と協議する場を設置し、荷役作業に係る連絡調整が行える体勢の整備 2 荷役作業の有無、内容、役割分担等の陸上貨物運送事業者への通知(安全作業連絡書の活用等) 3 陸上貨物運送事業者等の労働者と自社の労働者が混在して作業を行う場合における安全対策 ※ 陸上貨物運送事業者と自社の荷役作業における役割分担の明確化、両者の作業間の円滑な連絡調整(書面交付、陸上貨物運送事業者の労働者に対する保護帽の着用、フォークリ	

	<p>7 荷主等に対し、運送の都度、事前に荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等荷役作業の内容を「安全作業連絡書」を参考に確認</p> <p>8 安全な作業法の確立について、荷主と協議する場を設けるよう荷主に働きかけること</p> <p>9 荷主等と連携協力してリスクアセスメントを実施し、適切な作業計画、作業手順書を作成</p> <p>10 作業場所の状況、荷役運搬機械の使用の有無及び使用する場合の種類と能力、荷の種類と形状、重量等に対応する作業計画の作成</p> <p>11 作業計画に基づく作業手順書の作成</p> <p>12 作業計画、作業手順書の作成に当たって荷主等と連携（荷の積卸し場所が荷主等の事業場である場合）</p> <p>13 貨物自動車の運転手に荷役作業を行わせる場合、荷役作業による疲労に配慮して十分な休憩時間を確保</p> <p>14 貨物自動車の運転手に事前に予定していない荷役作業を行わせる場合、必要な休憩時間を確保できるよう走行計画を見直し</p> <p>15 荷役作業による身体的負担を減少させるため、台車、テールゲートリフター等適切な荷役用具・設備の車両への備付け又はフォークリフト等の荷役運搬機械の使用に努める</p> <p>16 貨物自動車に荷を積載して走る場合は、①最大積載量の遵守、②偏荷重が生じないように積載、③荷崩れ又は荷の落下防止措置（ロープ又はシート掛け等）を徹底</p> <p>17 派遣労働者の安全衛生を確保するための派遣元事業者との連絡調整の実</p>	<p>アセスメント教育、腰痛予防管理者教育</p> <p>3 荷役作業現場で作業指揮をする責任者に対する職長教育に準じた教育の実施</p>		<p>フトの用途外使用の禁止等の法令遵守の指導)</p>
--	---	---	--	------------------------------

	<p>施</p> <p>18 陸上貨物運送事業者による安全衛生マネジメントシステムのガイドライン</p> <p>※ PDCAサイクルによる労働安全衛生マネジメントシステムの実施事項（内容については、上記と重複）</p> <p>19 荷役・運搬機械を使用する作業とその他の作業を混在した状態で行う場合には、これらの作業を統括的に管理する作業指揮者を指名し、作業相互間の連絡調整その他必要な指揮を行わせる</p>			
<p>※ 以下の欄にある災害件数、率（％）は、平成23年に陸上貨物運送事業で発生した災害から無作為に抽出した1,000件の中での件数、率（％）である。</p>	<p>（その他：パンフレット等）</p> <p>1 安全衛生管理体制の確立による安全衛生管理活動の計画的推進</p> <p>2 作業計画及び作業手順書の作成</p> <p>3 作業計画及び作業手順書の作成に当たっての荷主等との連携</p> <p>4 危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント等の実施</p> <p>5 荷主等との連携（安全作業連絡書の活用等）</p>	<p>（その他：パンフレット等）</p> <p>1 計画的な就業制限業務等従事者資格の取得と安全衛生特別教育の実施</p>	<p>（その他：パンフレット等）</p> <p>1 荷役作業実施者（貨物自動車運転者等）の実施事項</p> <p>※ 作業指揮者に選任された場合の職務の励行、作業計画及び作業手順書の遵守、資格の取得等、危険予知活動（KY活動）・リスクアセスメント等の取組への参加、荷主等の事業場における他社の作業等との十分な連絡調整</p> <p>2 危険予知活動の具体的な進め方</p> <p>※ 危険の把握→本質追究→対策樹立→目標設定</p> <p>3 リスクアセスメントの具体的な進め方</p> <p>※ 危険性又は有害性の特定→リスクの見積もり→リスクを低減するための優先度の設定→リスク低減措置の検討、実施→記録</p>	<p>（その他：パンフレット等）</p> <p>1 荷主等による配慮</p> <p>※ 陸上貨物運送事業者への荷役作業の有無、運搬物の重量等の通知、作業手順の提示、作業手順の遵守状況の確認、安全通路の確保、立入禁止箇所の標識の設置値、自社労働者と貨物自動車運転者等が混在して作業を行う場合の連絡調整、陸上貨物運送事業者との安全衛生についての懇談の実施等</p>
<p>【荷役作業の墜落・転落災害】</p> <p>258件（25.8％）</p> <p>（内訳）</p>	<p>（法令に基づく措置）</p> <p>1 作業計画の策定</p> <p>2 作業指揮者の選任（車両系荷役運搬</p>	<p>（法令に基づく措置）</p> <p>1 就業制限業務に対する技能講習</p> <p>※ はい作業（高さ2m以上のはい付</p>	<p>（法令に基づく措置）</p> <p>1 高さ2m以上で作業を行う場合の作業床の設置</p>	<p>（法令に基づく措置）</p>

<p>平荷台 105件 (10.5%) パネルバン 96件 (9.6%) タンクローリー等 7件 (0.7%) テールゲートリフター付 7件 (0.7%) その他 43件 (4.3%)</p>	<p>機械、積卸し) 3 はい作業主任者の選任 (高さ 2m 以上のはい付け又ははい崩し作業)</p>	<p>け又ははい崩し作業)</p>	<p>2 防網の設置、安全带等の使用 (作業床が設置困難な場合) 3 はい作業において高さ 1.5m を超える箇所で作業を行う場合の昇降設備の設置等 4 積載能力を超えての使用の禁止 5 床面と荷台面を安全に昇降するための設備の設置 (5t 以上の貨物自動車に荷の積み卸し (ロープ掛け外し、シート掛け外し作業を含む。) を行う場合。) 6 不的確なロープ (ストランドが切断、著しい損傷等) の使用の禁止 7 繊維ロープの点検 8 荷を卸す作業を行う場合の中抜き禁止 9 荷台への乗車制限 10 保護帽の着用 (5t 以上の貨物自動車に荷の積み卸し (ロープ掛け外し、シート掛け外し作業を含む。) を行う場合。) 11 作業開始前の点検</p>	
	<p>(通達に基づく措置)</p>	<p>(通達に基づく措置)</p>	<p>(通達に基づく措置) 1 保護帽の着用 (高さ 2m 以上で作業を行う場合に、作業床、防網の設置、安全带の使用が著しく困難な場合。) 2 作業床、手すり、柵、防網等墜落、転落防止等の設備の設置、適正化について荷主等に協力を要請 3 人力荷役作業の安全対策 (共通) (1) 平荷台の上での作業や荷の上の移動は可能な限り避ける (2) 荷台からの墜落防止のための作業床の設置 (3) 平荷台や作業床への昇降設備の設置 (4) 箱形荷台上で作業を行う場合には背を荷台外側に向けた姿勢で作業を行わ</p>	<p>(通達に基づく措置) 1 作業床の設置等安全な作業環境の整備 2 貨物自動車運転者が行う走行や荷役作業に負担のかからない発注条件の提示 3 陸上貨物運送事業者等の自社以外の労働者に荷役作業を行わせる場合の墜落、転落防止措置 ※ 荷台等高所で荷役作業を行わせる場合のリスクアセスメントの実施、荷台周囲からの墜落防止策、作業床等の設置、陸上貨物運送事業者による作業手順書の作成への協力、安全通路の確保、立入禁止箇所の標識の</p>

			<p>ない（この姿勢で後ずさりさせない）</p> <p>(5) 作業床、昇降設備の設置について荷主等に協力を要請（荷主先等で作業する場合）</p> <p>(6) 墜落時保護用の保護帽の着用</p> <p>(7) 雨天時に荷や荷台上で作業を行う場合の対滑性の靴の使用（Fマークのある安全靴）</p> <p>4 人力荷役作業の安全対策（積卸し）</p> <p>(1) 荷主等の労働者と共同で積卸し作業をする場合には、作業分担の明確化、作業間の連絡調整を実施</p> <p>(2) 荷台のあおりを立てる場合には、ロックをかける</p> <p>5 人力荷役作業の安全対策（荷締め）</p> <p>(1) 荷台のあおりに立つ場合には、あおりが荷台に固定（ロック）されていることを確認</p> <p>(2) 荷締め器具の機能の作業開始前の点検</p> <p>6 人力荷役作業の安全対策（シート掛け、シート外し）</p> <p>(1) シートの掛け外し作業を地上から行える場合には地上で行う（地上からの作業が難しい場合には、作業床を設置）</p> <p>(2) シートが荷やあおりに引っ掛かった場合には無理に引っ張らない</p>	設置等
	<p>（その他：パンフレット等）</p> <p>1 荷の積卸し作業の安全対策</p> <p>(1) 作業手順書の作成と遵守</p> <p>2 荷締め作業の安全対策</p> <p>(1) 作業手順書の作成と遵守</p> <p>3 シート掛け、シート外し作業の安全対策</p> <p>(1) 作業手順書の作成と遵守</p>	<p>（その他：パンフレット等）</p>	<p>（その他：パンフレット等）</p> <p>1 荷役作業時における墜落災害防止対策</p> <p>(1) 高所作業をできるだけ回避</p> <p>(2) 安全な作業床の設置（2m 以上は法令に基づき設置。2m 未満でも作業床の設置が望ましい。）</p> <p>(3) 作業床の設置が困難場合の防網や安全帯の使用（2m 以上は法令に基づき設置。2m 未満でもできるだけ設置が</p>	<p>（その他：パンフレット等）</p> <p>1 荷主側が設置した墜落防止設備の紹介</p> <p>(1) 移動式ブラットホーム</p> <p>(2) 天井クレーンを使用したシート掛け</p> <p>(3) 昇降設備</p> <p>(4) 作業床（墜落防止用補助架台等）</p> <p>(5) 固定式ブラットホームに追加した折りたたみ式作業床</p> <p>(6) タンクローリー給油設備への安全帯</p>

			<p>望ましい。)</p> <p>(4) 荷台や作業床への昇降設備の設置</p> <p>(5) 保護帽の着用 ※ 飛来落下用ではない墜落時保護用の保護帽を使用</p> <p>(6) 墜落防止設備の紹介 ア あおりに取り付ける簡易作業床 イ あおりに簡易作業床を取り付け、墜落防止柵、安全ネットを併用 ウ 荷台の横に墜落防止柵、安全ネットを設置 エ 貨物自動車に安全带取付設備を設置 オ 貨物自動車のあおりを倒すと足場になるもの カ. トレーラー荷台に安全带取付用親綱を設置 キ 荷の積卸し場に墜落防止柵を設置</p> <p>2 荷の積卸し作業の安全対策</p> <p>(1) 不安定な荷の上はできるだけ移動しない（一端地面に降りて地面を移動）</p> <p>(2) 荷や荷台の上ではできるだけ作業を行わず、地上から又は地上での作業とする（ラベル貼り等荷の積卸し以外の作業は、荷や荷台の上で行わない）</p> <p>(3) 安全带を取り付ける設備があるときは、安全带を使用</p> <p>(4) 荷や荷台の上で作業をする場合は、安全な立ち位置を確保</p> <p>(5) 荷や荷台の上で作業を行う場合は、背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしない</p> <p>(6) 雨天時に荷や荷台の上で作業を行う場合には、対滑性のある靴を使用（Fマークのある安全靴）</p> <p>(7) あおりを立てる場合は必ず固定</p> <p>(8) 保護帽の着用</p> <p>2 荷締め作業の安全対策</p>	<p>取付設備の設置</p>
--	--	--	---	----------------

			<p>(1) 荷締め作業を地上から行える場合には地上で行う（地上からの作業が難しい場合には、足場や脚立を使用）</p> <p>(2) 安全帯を取り付ける設備があるときは、安全帯を使用</p> <p>(3) 荷や荷台の上で作業を行う場合は、背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしない</p> <p>(4) 雨天時に荷や荷台の上で作業を行う場合には、対滑性のある靴を使用（Fマークのある安全靴）</p> <p>(5) あおりの上に立つ場合には、あおりが固定されていることを確認</p> <p>(6) 荷締め器具の機能の作業開始前の点検</p> <p>(7) 保護帽の着用</p> <p>3 シート掛け、シート外し作業の安全対策</p> <p>(1) シート掛け、シート外し作業を地上から行える場合には地上で行う（地上からの作業が難しい場合には、足場や脚立を使用）</p> <p>(2) 安全帯を取り付ける設備があるときは、安全帯を使用</p> <p>(3) 荷や荷台の上で作業を行う場合は、背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしない</p> <p>(4) 雨天時に荷や荷台の上で作業を行う場合には、対滑性のある靴を使用（Fマークのある安全靴）</p> <p>(5) あおりに足を掛けて作業しない</p> <p>(6) シートが荷やあおりに引っ掛かった場合には無理に引っ張らない（引っ張る場合は反動を考えて作業）</p> <p>(7) シート掛けがしやすいようにシートの大きさ、たたみ方に注意</p> <p>(8) 保護帽の着用。</p>	
--	--	--	--	--

<p>【フォークリフト】 63件（6.3%）</p>	<p>(法令に基づく措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作業計画の策定 2 作業指揮者の選任（車両系荷役運搬機械、積卸し） 	<p>(法令に基づく措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険又は有害な業務に係る特別教育 ※ フォークリフト（1t未満）の運転 2 就業制限業務に対する技能講習 ※ フォークリフト（1t以上）の運転 	<p>(法令に基づく措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 フォークリフト又はその荷に接触するおそれのある箇所への労働者の立ち入り禁止（誘導者を配置する場合を除く。） 2 フォークリフトへの偏荷重の禁止 3 フォークリフトからの荷崩れ又は荷の落下による危険の防止 4 フォークリフトの運転席から離れる場合の措置（荷役装置を最低降下位置に下げ、原動機を止める等） 5 フォークリフトの荷の吊り揚げ等の主たる用途以外の使用の制限 6 前照灯、後照灯の設置（安全な照度がある場所では不要） 7 運転席へのヘッドガードの設置 8 バックレスト（荷がフォークの後ろに落下しないようにする荷受け枠）の設置 9 十分な強度、著しい損傷等のないパレット等の使用 10 積載能力を超えての使用の禁止 11 定期自主検査の実施 12 作業開始前の点検 	<p>(法令に基づく措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定期自主検査の実施（フォークリフトの所有者である場合） 2 荷主等による配慮 ※ 自社のフォークリフトを貨物自動車運転者等に貸与する場合の配慮（資格の有無の確認）
	<p>(通達に基づく措置)</p>	<p>(通達に基づく措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作業指揮者（車両系荷役運搬機械）に対する教育の実施 2 フォークリフト運転業務従事者（現に従事）に対する安全衛生教育の実施 ※ 最近のフォークリフトの特徴、取扱と保守、災害事例等 	<p>(通達に基づく措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 フォークリフトの定期自主検査、作業開始前点検 2 リース業者が貸与するフォークリフトの点検整備状況の確認 3 フォークリフトで荷の積卸しをする際に荷や荷台上で作業を行う場合には、フォークリフトの作業範囲内に入らない（フォークリフトの運転手が確認できる立ち位置を確保） 4 フォークリフトの運転操作時に作業衣の袖がレバーに引っ掛かることのないよう、袖口の締まった服を着用 	<p>(通達に基づく措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 荷役作業を行う陸上貨物運送事業者の労働者（トラック運転手等）がフォークリフトの運転等に必要な資格を有する事及び作業指揮者教育を実施済みであることの確認 2 陸上貨物運送事業者の労働者にフォークリフトを使用させる場合の措置 ※ フォークリフトの運転に必要な技能講習修了証の携帯の確認、特別教育受講済みの確認（これらを満たしていない場合には自社の有資格者に運転作業を行わせる。）、定期自主検査

			5 運転席から身を乗り出しさない	査の実施と安全の確認
	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等) 1 フォークリフトで荷の積卸しをする際に荷や荷台上で作業を行う場合には、フォークリフトの作業範囲内に入らない(フォークリフトの運転手が確認できる立ち位置を確保) 2 フォークリフトの用途外使用の禁止(パレットに人を乗せて昇降させることの禁止)	(その他：パンフレット等)
【クレーン】 22件(2.2%)	(法令に基づく措置)	(法令に基づく措置) 1 危険又は有害な業務に係る特別教育 ※ 吊り上げ荷重 5t 以上の跨線テルハの運転、吊り上げ荷重 5t 未満のクレーンの運転、吊り上げ荷重が 0.5t 以上 1t 未満の小型移動式クレーンの運転 2 就業制限業務に対する免許取得 ※ 吊り揚げ荷重 5t 以上のクレーン(床上操作式及び跨線テルハを除く。)の運転、吊り上げ荷重が 5t 以上の移動式クレーンの運転 3 就業制限業務に対する技能講習 ※ 吊り上げ荷重 5t 以上の床上操作式クレーンの運転、吊り上げ荷重が 1t 以上 5t 未満の移動式クレーンの運転、玉掛け作業	(法令に基づく措置) 1 クレーンの製造、設置、検査等 2 フックへの外れ止め装置の設置 3 定格荷重を超えての使用の禁止 4 運転の合図 5 搭乗の制限 6 吊り荷の下等への立入の制限 7 定期自主検査の実施 8 作業開始前の点検 ※ 以上、陸上貨物運送事業における荷役作業との関連が大きいものを抜粋。	(法令に基づく措置) 1 検査(落成検査、性能検査等)の受検(3t 以上のクレーン等の所有者である場合)
	(通達に基づく措置)	(通達に基づく措置) 1 クレーン運転業務従事者(現に免許を有する)に対する安全衛生教育の実施 ※ 最近のクレーンと安全装置、取扱と保守、災害事例等 2 移動式クレーン運転業務従事者(現に免許を有する)に対する安全衛生教	(通達に基づく措置) 1 玉掛け作業の安全ガイドライン (1) 作業標準等の作成 (2) 玉掛け作業責任者の指名等 (3) 作業前打ち合わせの実施 (4) 作業者ごとの実施事項 (5) 玉掛け方法の選定	(通達に基づく措置)

		育の実施 ※ 最近の移動式クレーンと安全装置、 取扱と保守、災害事例等		
	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)
【コンベヤー】 5件 (0. 5%)	(法令に基づく措置)	(法令に基づく措置)	(法令に基づく措置) 1 逸走等防止装置の設置 (水平状態で 使用する場合を除く。) 2 非常停止装置の設置 3 荷の落下を防止するための覆い又は 囲いの設置 4 運転中のコンベヤーへの搭乗の制限 5 作業開始前の点検	(法令に基づく措置)
	(通達に基づく措置)	(通達に基づく措置)	(通達に基づく措置)	(通達に基づく措置)
	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)
【人力荷役機械】 104件 (10. 4%) (内訳) ロールボックスパレット 82件 (8. 2%) ハンドパレットトラック 5件 (0. 5%) 台車 17件 (1. 7%)	(法令に基づく措置)	(法令に基づく措置)	(法令に基づく措置)	(法令に基づく措置)
	(通達に基づく措置)	(通達に基づく措置)	(通達に基づく措置)	(通達に基づく措置)
	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)
【転倒】 79件 (7. 9%) (内訳) 配送先 35件 (3. 5%)	(法令に基づく措置)	(法令に基づく措置)	(法令に基づく措置)	(法令に基づく措置)
	(通達に基づく措置)	(通達に基づく措置)	(通達に基づく措置)	(通達に基づく措置)

倉庫内 20件 (2.0%) その他 24件 (2.4%)	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)
【動作の反動】 106件 (10.6%) (内訳) 腰痛 50件 (5.0%) 腰痛以外 56件 (5.6%)	(法令に基づく措置) (通達に基づく措置)	(法令に基づく措置) (通達に基づく措置) 1 腰痛予防のための労働衛生教育の実施 (参考：腰痛予防指針概要) 1 腰痛予防のための労働衛生教育の実施	(法令に基づく措置) (通達に基づく措置) 1 重量物の取扱作業については、自動化省力化、取扱重量軽減、作業姿勢・動作、取扱時間等に留意 2 荷を持つ場合には、荷に正しく向き、膝を軽く曲げ、腰を落とし、背筋を伸ばす 3 床上 50cm 以下又は胸より高い位置で取り扱いを避ける 4 55kg を超える荷は 2 人以上又は台車を使用 (参考：腰痛予防指針概要) 1 腰痛予防指針の対象 (1) 重量物取扱い作業 (2) 重傷心身障害児施設等における介護作業 (3) 腰部に過度の負担のかかる立ち作業 (4) 腰部に過度の負担のかかる腰掛け作業・座作業 (5) 長時間の車両運転等の作業 2 作業管理 (1) 自動化、省力化 (2) 作業姿勢、動作 (3) 作業標準の作成 (4) 休憩 (5) その他(補装具の使用等) 3 作業環境管理 (1) 温度(低温環境下での保温衣服の着用等) (2) 照明	(法令に基づく措置) (通達に基づく措置)

			<p>(3) 作業床面（作業に必要な十分なスペースの確保）</p> <p>(4) 作業空間（動作に支障のない空間の確保）</p> <p>(5) 設備の配置等（作業の動作、作業姿勢等を考慮した形状、寸法、配置）</p> <p>4. 健康管理</p> <p>(1) 腰痛健康診断の実施（配置時及びその後6月に1回）</p> <p>(2) 腰痛健康診断結果を踏まえた事後措置（作業方法の改善等）</p> <p>(3) 作業前体操、腰痛予防対策</p> <p>5 作業態様別の対策（介護作業等は省略）</p> <p>(1) 重量物取扱い作業</p> <p>ア 自動化、省力化</p> <p>（ア）自動装置、台車の使用等による 人力負担の軽減</p> <p>（イ）作業速度、重量の調整等による 腰部への過度の負担の軽減</p> <p>イ 重量物の取扱い重量</p> <p>満18歳以上の男子は55kg以下（常時取り扱う場合は体重の40%以下）</p> <p>ウ 荷姿の改善、重量の明示</p> <p>（ア）かさばらず、適切な梱包材で包装し、できるだけ確実に把握できる手段を講じる</p> <p>（イ）できるだけ重量を明示</p> <p>（ウ）著しく重心が偏っている場合には明示</p> <p>（エ）手かぎ、吸盤等の補助具の活用</p> <p>エ 作業姿勢、動作</p> <p>（ア）できるだけ身体を対象物に近づけ、重心を低くする</p> <p>（イ）はい付け、はい崩し作業は、できるだけ肩より高い位置で取り扱わない</p>	
--	--	--	--	--

			<p>(ウ) 床面等から荷を持ち上げる場合には、片足を少し前に出し、膝を曲げ、腰を十分に下ろして荷を抱え、膝を伸ばすことによって立ち上がる</p> <p>(エ) 腰をかがめての作業の排除（作業台等の利用）</p> <p>(オ) 荷を持ち上げる時には呼吸を整え、腹圧を加えて行う</p> <p>(カ) 荷を持った場合には、背を伸ばした状態で腰部のひねりをなくす</p> <p>オ 取扱時間</p> <p>(ア) 重量、頻度、運搬距離、運搬速度等に応じた小休止、休息の設定</p> <p>(イ) 単位時間内の取扱量を過度の負担にならないよう設定</p> <p>カ 腹圧を上げるため、必要に応じ、腰部保護ベルト、腹帯等を使用</p> <p>(2) 長時間の車両運転等の作業</p> <p>ア 座席の改善等</p> <p>(ア) 座面角度、背もたれ角度及び腰背部の支持が適当なものとし、これらを適正に調整して使用</p> <p>(イ) 車両からの振動を減衰させる構造のシートの使用（クッション等の使用）</p> <p>イ 小休止、休息</p> <p>小休止、休息の際には、車両から降りて背伸び等の軽い運動を行い、筋収縮による疲労の回復を図る</p> <p>ウ 車両運転直後の重量物取扱い</p> <p>(ア) リフター、コンベヤー等を有する貨物用自動車を採用し、負担の軽減を図る</p> <p>(イ) 長時間車両を運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止、休息及び作業前体操を行った後に実施</p>	
--	--	--	--	--

			<p>エ 構内レイアウトの改善 フォークリフト等の運転により荷を運搬する場合には、運行経路を単純化し、右折、左折、狭あいな場所での作業をできるだけ避ける</p> <p>オ その他 腹圧を上げるため、必要に応じ、腰部保護ベルト、腹帯等を使用</p>	
	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)
<p>【その他の荷役災害】 110件 (11.0%) (内訳) 荷崩れ 25件 (2.5%) 仕切り板 10件 (1.0%) 等</p>	(法令に基づく措置)	(法令に基づく措置)	(法令に基づく措置) 1 貨物自動車の逸走防止のための車止め等	(法令に基づく措置)
	(通達に基づく措置)	(通達に基づく措置)	(通達に基づく措置) 1 貨物自動車の逸走防止のための車止め等	(通達に基づく措置)
	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)	(その他：パンフレット等)

本検討会の検討結果（陸運業の事業者と荷主等が実施することが適当な措置等）

2 安全衛生管理体制のあり方について

陸運業の事業者の実施事項	荷主等の実施事項
<p>(1) 安全管理者、安全衛生推進者、運行管理者、安全運転管理者等の選任</p> <p>ア 陸運業の事業者の実施事項</p> <p>陸運業の事業者は、荷役作業において労働災害を発生させないようにするための措置を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) 安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名し、荷役作業（自社及び荷主先等で行われるものをいう。）における労働災害防止のために果たすべき役割、責任及び権限を定め、必要な取組を行わせること。</p> <p>(イ) 選任された荷役災害防止に係る担当者に対し、荷役災害防止に必要な教育を実施すること。</p>	<p>イ 荷主等の実施事項</p> <p>荷主等は、陸運業の事業場と連携して、荷役作業における労働災害を発生させないようにするための措置を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) 安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名し、陸運業の荷役災害防止の担当者が行う労働災害防止のための措置に連携して取り組ませること。</p> <p>(イ) 選任された荷役災害防止に係る担当者に対し、荷役災害防止に必要な教育を実施すること。</p>
<p>(2) 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成、実施、評価、改善</p> <p>ア 陸運業の事業者の実施事項</p> <p>陸運業の事業者は、荷役作業において労働災害が発生しないようにするための措置を組織的かつ継続的に実施するため、次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) 事業全体の安全意識を高めるため、事業を統括管理する者は、荷役作業における労働災害の防止に関する事項を盛り込んだ安全衛生方針を表明すること。</p> <p>(イ) 安全衛生方針に基づき、荷役作業における労働災害の防止に関する事項を盛り込んだ安全衛生目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかにするとともに、陸運業の労働者（貨物自動車の運転者、荷役作業を行う者等。以下同じ。）及び荷主等に周知すること。</p> <p>(ウ) 荷役作業における労働災害防止措置を明らかにするため、自社内及び荷主先等での荷役作業について、リスクアセスメントを実施すること。</p> <p>(エ) 安全衛生目標を達成するための具体的な方策として、一定の期間を限り、次の事項を含む安全衛生計画を作成するとともに、その計画を適切に実施、評価、改善すること。</p> <p>① 荷役運搬機械、荷役用具・設備等による労働災害防止に関する事項</p> <p>② 安全衛生教育の実施に関する事項</p> <p>③ 荷主等と連携した荷役災害防止に関する意識の高揚等に関する事項</p> <p>④ 腰痛予防等の健康管理に関する事項</p>	<p>イ 荷主等の実施事項</p> <p>安全衛生方針や目標の設定、安全衛生計画の策定に当たっては、自社が発注した運送業務において、陸運業の労働者が行う荷役作業での労働災害の防止についても、盛り込むことが適当である。</p>
<p>(3) 安全衛生委員会等における調査審議、陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置</p> <p>ア 陸運業の事業者の実施事項</p> <p>陸運業の事業者は、荷役作業において労働災害が発生しないようにするための具体的な措置を講じるため、次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) 安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会等（以下「安全委員会等」という。）において、荷役作業における労働災害の防止について調査審議すること。</p> <p>(イ) 反復定例的に荷の運搬を請け負う荷主等、荷役作業において労働災害が発生した際の荷主等とは、安全衛生協議組織を設置し、荷役作業の安全化に向けた対策に積極的に取り組むこと。</p>	<p>イ 荷主等の実施事項</p> <p>荷主等は、荷役作業において労働災害が発生しないようにするための具体的な措置を講じるため、陸運業の事業者と連携して次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) 安全委員会等においては、荷役作業における労働災害の防止についても調査審議すること。</p> <p>(イ) 陸運業の事業者と安全衛生協議組織の設置し、荷役作業の安全化に向けた対策に積極的に取り組むこと。</p>

3 荷役作業における労働災害防止対策

陸運業の事業者の実施事項	荷主等の実施事項
<p>(1) 共通の対策</p> <p>ア 陸運業の事業者の実施事項</p> <p>次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) 運送の都度、陸運業の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか事前に確認すること。また、事前に確認しなかった荷役作業は行わせないこと。</p> <p>(イ) 荷役作業を行わせる労働者に対し、確認した荷役作業の内容に対する安全衛生対策を指示すること。</p>	<p>イ 荷主等の実施事項</p> <p>次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) 陸運業の労働者が荷主等の事業場において行う必要がある荷役作業について陸運業の事業者に通知すること。また、事前に通知しなかった荷役作業は陸運業の労働者に行わせないこと。</p> <p>(イ) 荷役時間、荷待時間、貨物自動車の運転者の休憩時間、</p>

<p>(ウ) 荷役作業を行わせる場合には、荷役作業を行う場所の作業環境や作業内容にも配慮した服装や保護具（保護帽、安全靴等）を用意すること。</p> <p>(エ) 荷役作業は、荷主先等において、単独又は荷主等の労働者と共同で作業が行われることが多い。このため、荷主先等で荷役作業を行う労働者に対し、自社からの直接的な指示・支援を受けにくい荷役作業の特性を説明し、安全を最優先として荷役作業を行うよう啓発するとともに、荷役作業の安全衛生教育を実施すること。</p> <p>(オ) 自社の労働者が荷役作業を行った際に、荷主等から不安全な荷役作業の実施を求められた場合には報告させ、荷主等に対し改善を求めると。</p>	<p>道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、荷役作業の安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定（弾力的な設定）とすること。</p> <p>(ウ) 荷役作業を行う場所の広さ、床の凹凸、照度、混雑・乱雑、露天（雨風が当たる）、通路等について、安全に荷役作業を行える状況にあるか確認し、必要な改善を図ること。</p> <p>(エ) 荷役作業において、不安全な作業を行っていることを確認した場合には、速やかに改善を求めると。</p>
<p>(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策</p> <p>ア 陸運業の事業者の実施事項 次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) 荷役作業については、できるだけ墜落・転落の危険が少ない作業方法になるよう配慮すること。（陸運業の事業場で荷役作業を行う場合）</p> <p>(イ) 荷役作業を行う労働者に次の事項を遵守させること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。また、資材等が置かれている場合には整理・整頓してから作業を行うこと。 ② 不安定な荷の上はできるだけ移動しないこと（一度地面に降りて移動すること）。 ③ 荷や荷台の上ではできるだけ作業を行わず、地上から又は地上での作業とすること（ラッピング、ラベル貼り等荷の積卸し以外の作業は、荷や荷台の上で行わないこと）。 ④ 安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用すること。 ⑤ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、フォークリフトの運転者等から見える安全な立ち位置を確保すること。 ⑥ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないこと。 ⑦ 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、防滑性のある靴（Fマーク）を使用すること。 ⑧ あおりを立てる場合には、必ず固定すること。 ⑨ 最大積載量が5t以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。最大積載量が5t未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できるだけ昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用すること。 ⑩ 荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降（乗降）については、三点確保を心がげること。 <p>(ウ) 荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用し、荷台のあおりに乗っての作業を避けること。</p> <p>(エ) 貨物自動車の荷台への昇降設備、あおりに取り付ける簡易作業床等、墜落・転落による労働災害の防止に必要な設備等を用意すること。（荷主等が用意している場合は除く。）</p>	<p>イ 荷主等の実施事項 次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) 荷役作業については、できるだけ墜落・転落の危険が少ない作業方法になるよう配慮すること。</p> <p>(イ) 反復定例的に荷役作業を行う場所については、プラットフォーム（移動式のものを含む。）の設置、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等を用意すること。</p> <p>(ウ) 上記（イ）以外の場所についても、荷姿、荷の大きさ、重量等を考慮し、陸運業の事業者と調整する等して、適切な墜落・転落防止措置を講じること。</p> <p>(エ) タンクローリーへの給油作業のようにタンク上部に登って荷役作業を行うもの、荷台に積み上げた荷の上での作業を反復定例的に行うものについては、施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置すること。</p>
<p>(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策</p> <p>【フォークリフト】</p> <p>ア 陸運業の事業者の実施事項 次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) フォークリフトを運転する労働者が、最大荷重に合った資格を有しているか確認すること。</p> <p>(イ) フォークリフトの定期自主検査を実施すること。（陸運業の事業場が所有している場合）</p> <p>(ウ) 複数の労働者で荷役作業を行う場合は、作業計画を作成すること。</p> <p>(エ) 作業指揮者を配置すること。（）</p> <p>(オ) フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に、次の事項を遵守させること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしないこと。 ② 荷崩れ防止措置を行うこと。 ③ 運転時にシートベルトを着用すること。 ④ フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実にすること。万一、フォークリフトが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。 ⑤ マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。 ⑥ 急停止、急旋回を行わないこと。 ⑦ 荷役作業場の制限速度を遵守すること。 	<p>イ 荷主等の実施事項 次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) フォークリフトを運転する労働者が、最大荷重に合った資格を有しているか確認すること。確認の結果、運転するフォークリフトの最大荷重に合った資格を有していない場合には、資格を有している労働者にフォークリフトを運転させること。</p> <p>(イ) フォークリフトの定期自主検査等を実施すること。（荷主等の事業場が所有している場合）</p> <p>(ウ) 陸運業の事業者に対し、作業計画の作成に必要な情報を提供すること。</p> <p>(エ) フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に、次の事項を遵守させること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしないこと。 ② 荷崩れ防止措置を行うこと。 ③ 運転時にシートベルトを着用すること。 ④ フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実にすること。万一、フォークリフトが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。 ⑤ マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。 ⑥ 急停止、急旋回を行わないこと。

<p>⑧ バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底すること。</p> <p>⑨ フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底すること。</p> <p>⑩ 荷役作業中は、他者が運転するフォークリフトに気を付けること（安全通路を歩行すること、荷の陰等から飛び出さないこと等）</p> <p>(カ) 構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定めて、荷役作業を行う労働者の見やすい場所に掲示すること。（陸運業の事業場で荷役作業を行う場合）</p> <p>(キ) 構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。（陸運業の事業場で荷役作業を行う場合）</p> <p>(ク) フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。（陸運業の事業場で荷役作業を行う場合）</p>	<p>⑦ 荷役作業場の制限速度を遵守すること。</p> <p>⑧ バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底すること。</p> <p>⑨ フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底すること。</p> <p>⑩ 荷役作業中は、他者が運転するフォークリフトに気を付けること（安全通路を歩行すること、荷の陰等から飛び出さないこと等）</p> <p>(オ) 構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定めて、荷役作業を行う労働者の見やすい場所に掲示すること。（自社での荷役作業）</p> <p>(カ) 構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。</p> <p>(キ) フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。</p> <p>(ク) 陸運業の労働者と荷主等の労働者の作業が同一の場所において行われる場合には、そのことによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡調整を行うこと。</p>
<p>【クレーン、移動式クレーン】</p> <p>ア 陸運業の事業者の実施事項 次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) クレーン、移動式クレーン（以下「クレーン等」という。）を運転する労働者がクレーン等のつり上げ荷重に合った資格を有しているか確認すること。</p> <p>(イ) 定期自主検査等を実施すること。（陸運業の事業場が所有している場合）</p> <p>(ウ) クレーン等を用いて荷役作業を行う労働者に、定格荷重を超えて使用させないこと。</p> <p>(エ) 移動式クレーンについては、設置場所の地耐力を確認し、運転者に周知すること。また、移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正すること。（陸運業の事業場で荷役作業を行う場合）</p> <p>(オ) 移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を準備すること。（陸運業の事業場で荷役作業を行う場合）</p> <p>(カ) 暗渠や埋設物を明示し、荷役作業に従事する労働者に周知すること。（陸運業の事業場で荷役作業を行う場合）</p>	<p>【クレーン、移動式クレーン】</p> <p>イ 荷主等の実施事項 次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) クレーン等を運転する労働者がクレーン等のつり上げ荷重に合った資格を有しているか確認すること。確認の結果、クレーン等のつり上げ荷重に合った資格を有していない場合には、資格を有している労働者にクレーン等を操作させること。</p> <p>(イ) 定期自主検査等を実施すること。（荷主等の事業場が所有している場合）</p> <p>(ウ) クレーン等を用いて荷役作業を行う労働者に、定格荷重を超えて使用させないこと。</p> <p>(エ) 移動式クレーンについては、設置場所の地耐力を確認し、運転者に周知すること。また、移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正すること。</p> <p>(オ) 移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を準備すること。</p> <p>(カ) 暗渠や埋設物を明示し、荷役作業に従事する労働者に周知すること。</p>
<p>【コンベヤー】</p> <p>ア 陸運業の事業者の実施事項 次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) コンベヤーを使用して荷役作業を行う者に対し、次の事項を遵守させること。</p> <p>① コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通ること。（コンベヤーを跨がないこと。）</p> <p>② コンベヤーが荷詰まりを起こした場合は、コンベヤーを停止させてから荷詰まりを直すこと。（コンベヤーを動かしたまま荷詰まりした荷を取り除こうとしないこと。）</p> <p>③ コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行うこと。</p> <p>(イ) コンベヤーを跨げないようにする等、施設・設備の改善を図ること。（陸運業の事業場で荷役作業を行う場合）</p>	<p>イ 荷主等の実施事項 次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) コンベヤーを跨げないようにする等、施設・設備の改善を図ること。</p>
<p>【ロールボックスパレット、台車等】</p> <p>ア 陸運業の事業者の実施事項 次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) ロールボックスパレット、台車等（以下「ロールボックスパレット等」という。）を使用して人力で荷役作業を行う者に対し、次の事項を遵守させること。</p> <p>① ロールボックスパレット等に激突されたり、足を踏かれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にはプロテクターを装着すること。</p> <p>② ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かすこと。</p> <p>③ トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業すること。</p> <p>④ ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認すること。</p> <p>⑤ 見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかけること。</p> <p>⑥ 停止するときや、カーブを曲がる場合には、2 m程前から減速すること。</p>	<p>イ 荷主等の実施事項 次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路については整理整頓しておくこと。</p> <p>(イ) ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。</p>

<p>⑦ 重量が重いロールボックスパレット等は、2人で押すこと。</p> <p>⑧ 荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定すること。</p> <p>(イ) ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路については整理整頓しておくこと。(陸運業の事業場で荷役作業を行う場合)</p> <p>(ウ) ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。(陸運業の事業場で荷役作業を行う場合)</p>	
<p>(4) 転倒による労働災害の防止対策</p> <p>ア 陸運業の事業者の実施事項 次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) 荷役作業を行う者に対し、次の事項を遵守させること。</p> <p>① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。また、資材等が置かれている場合には整理・整頓してから作業を行うこと。</p> <p>② 後ろ向きに歩いている作業はできるだけしないこと。</p> <p>(イ) 荷役作業場所等に合わせた、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用させること。</p> <p>(ウ) 持った荷で両手をふさがれると僅かなつまずきでも転倒しやすくなるため、できるだけ台車等を使用させること。</p> <p>(エ) 荷役作業場所を整理・整頓し、床・地面の凹凸等のつまずきの原因をできるだけなくすこと。(陸運業の事業場で荷役作業を行う場合)</p> <p>(オ) 荷役場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。(陸運業の事業場で荷役作業を行う場合)</p>	<p>イ 荷主等の実施事項 次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) 荷役作業場所を整理・整頓し、床・地面の凹凸等のつまずきの原因をできるだけなくすこと。</p> <p>(イ) 荷役場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。</p> <p>(ウ) 台車等を用意すること。</p>
<p>(5) 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策</p> <p>ア 陸運業の事業者の実施事項 次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) 職場における腰痛予防対策指針の各事項を講じること。</p> <p>(イ) 荷役作業を行う者に対し、次の事項を遵守させること。</p> <p>① 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと。特に、長時間の貨物自動車の運転の後には、直ぐに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばすようにすること。</p> <p>② 中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらないようにすること。</p> <p>③ 重量物(ロールボックスパレット等)を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方に開いた足に体重をかけて押すこと。</p> <p>④ 55kgを超える荷は、2人以上で扱うこと(18歳以上の男性は体重の40%を目安とする。)</p> <p>⑤ できるだけ台車等を使用すること。</p> <p>(ウ) 人力荷役については、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善すること。(陸運業の事業場で荷役作業を行う場合)</p> <p>(エ) 職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮すること。(陸運業の事業場で荷役作業を行う場合)</p>	<p>イ 荷主等の実施事項 次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) 人力荷役については、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善すること。</p> <p>(イ) 職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮すること。</p>
<p>(6) その他の労働災害の防止対策</p> <p>ア 陸運業の事業者の実施事項 次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) 荷役作業を行う者に対し、次の事項を遵守させること。</p> <p>① ロープ解きの作業、シート外しの作業を行う場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。</p> <p>② 荷室扉を開ける場合は、運行中に荷崩れした荷や仕切り板が落下してこないか確認しながら行うこと。</p> <p>③ あおりを下ろす場合には、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。</p> <p>④ 鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて確実に歯止めを行うこと。</p> <p>⑤ 停止中の貨物自動車の逸走防止措置を確実に行うこと。万一、貨物自動車が動き出したときは、止めようとして、運転席に乗り込もうとしないこと。</p> <p>(イ) パレットに乗った作業による踏み抜き等、パレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している物は交換すること。(陸運業の事業場が用意している場合)</p>	<p>イ 荷主等の実施事項 次の事項を実施することが適当である。</p> <p>(ア) パレットに乗った作業による踏み抜き等、パレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している物は交換すること。(荷主等の事業場が用意している場合)</p>

4 荷役作業の安全衛生教育

陸運業の事業者の実施事項	荷主等の実施事項
<p>(1) 雇入れ時等の教育 新規雇入れ労働者であって荷役作業に就かせる者又は配置転換等により新たに荷役作業に就かせる労働者（いずれも貨物自動車の運転者を含む。）に対し、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第59条第1項及び2項の規定により雇入れ時教育又は作業内容変更時教育を行う必要がある。 陸運業の事業者は、これらの教育の実施に当たり、次に掲げる事項を含む教育を行うことが適当である。</p> <p>ア 荷役運搬作業における積卸し作業の知識 イ 荷の種類等 ウ 荷役運搬機械等の種類 エ 使用器具及び工具 オ 作業箇所の安全確認 カ 服装及び保護具 キ ロープ掛け、ロープ解きの作業及びシート掛け、シート外しの作業</p>	
<p>(2) 安衛法に基づく資格等の取得 荷役作業を行う労働者は、作業内容や使用する機械等に応じた資格等を取得している必要がある。 このため、陸運業の事業者は、以下の資格等について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な取得を推進することが適当である。</p> <p>ア フォークリフト (ア) 最大荷重1トン以上のフォークリフト（技能講習） (イ) 最大荷重1トン未満のフォークリフト（特別教育） (ウ) フォークリフト運転業務従事者教育（安全衛生教育指針公示に基づく教育）</p> <p>イ フォークローダー (ア) 最大荷重1トン以上のフォークローダー（技能講習） (イ) 最大荷重1トン未満のフォークローダー（特別教育）</p> <p>ウ クレーン等 (ア) つり上げ荷重5トン以上の移動式クレーンの運転（免許） (イ) つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転（技能講習） (ウ) つり上げ荷重0.5トン以上1トン未満の移動式クレーンの運転（特別教育） (エ) つり上げ荷重1トン以上の移動式クレーンの玉掛け業務（技能講習）</p>	
<p>(3) 作業指揮者等に対する教育 陸運業の事業者は、以下の作業指揮者等に対する教育について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な受講を推進することが適当である。</p> <p>ア 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育 イ 積卸し作業指揮者教育 ウ 危険予知訓練 エ リスクアセスメント教育 オ 腰痛予防管理者教育</p>	
<p>(4) 日常の教育 陸運業の事業者は、荷役作業を行う労働者に対し、災害事例（厚生労働省ホームページ：職場の安全サイト等）等を用いた教育を日頃から行うことが適当である。 また、こうした教育においては、実際の荷役作業を想定したイラストシート、写真等を用いて、荷役作業を行う労働者に潜在的危険性を予知させ、その防止対策を立てさせることにより、安全を確保する能力を身につけさせる危険予知訓練を行うことも適当である。</p>	
	<p>(5) 荷主等による運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知 貨物自動車の運転者については、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（厚生労働省告示。以下「改善基準告示」という。）により、拘束時間及び運転時間の上限等が定められている。 したがって、荷主等の事業者は、運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車の運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定させることが適当である。</p>

5 荷主等と陸運業の事業者との連絡調整

陸運業の事業者の実施事項	荷主等の実施事項
<p>(1) 荷役作業における役割分担の明確化 荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における陸運業の事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっている場合があることがあげられる。 このため、運送契約時に、荷役作業における陸運業の事業者と荷主等との役割分担を明確にすることは重要である。こうした点を踏まえ、陸運業の事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進することが適当である。</p>	<p>荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における陸運業の事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっている場合があることがあげられる。 このため、運送契約時に、荷役作業における陸運業の事業者と荷主等との役割分担を明確にすることは重要である。 現在、国土交通省主催の「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」で議論されている、荷役作業等付帯業務の書面契約を推進するための「モデル契約書」の普及は重要であることから、陸運業、荷主等への周知普及について、関係業界、行政が連携して取り組むことが適当である。</p>
	<p>(2) 配送先における荷卸しの役割分担の明確化 配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運業の事業者と着荷主は運送契約を締結する関係にない場合が多い。この場合、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運業の事業者に通知することが適当である。</p>
<p>(3) 荷役作業実施における荷主と陸運業の事業者との連絡調整 ア 陸運業の事業者の実施事項 陸運業の事業者は、運送の都度、陸運業の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか荷役災害防止の担当者に事前に確認させること。 確認の結果、荷役作業がある場合には、運搬物の重量、荷役作業の方法等の荷役作業の内容を安全作業連絡書（参考）等を使用して把握するとともに、陸運業の労働者が荷主等で使用する荷役運搬機械の運転に必要な資格等を有しているか併せて確認することが適当である。</p>	<p>イ 荷主等の実施事項 荷主等は、陸運業の労働者が荷役作業を行う場合、陸運業の荷役災害防止の担当者に対し、安全作業連絡書の内容を通知することが適当である。</p>
<p>(4) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置 陸運業の労働者が反復定例的に荷役作業を行う場合には、安全な作業方法の確立等について、陸運業の事業者と荷主等で協議する場を設けることが適当である。 具体的には、本報告書にまとめられた荷台等からの墜落・転落災害、荷役運搬機械等による災害、転倒や動作の反動・無理な動作による災害の防止対策等について協議するほか、合同で荷役作業場所の巡視、リスクアセスメントの実施等を行うことが適当である。 また、荷役作業を行うことによる身体的な負荷を考慮して、運行計画のあり方や荷主先への休憩施設の設置等についても併せて協議することが適当である。</p>	<p>陸運業の労働者が反復定例的に荷役作業を行う場合には、安全な作業方法の確立等について、陸運業の事業者と荷主等で協議する場を設けることが適当である。 具体的には、本報告書にまとめられた荷台等からの墜落・転落災害、荷役運搬機械等による災害、転倒や動作の反動・無理な動作による災害の防止対策等について協議するほか、合同で荷役作業場所の巡視、リスクアセスメントの実施等を行うことが適当である。 また、荷役作業を行うことによる身体的な負荷を考慮して、運行計画のあり方や荷主先への休憩施設の設置等についても併せて協議することが適当である。</p>

6 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

陸運業の事業者の実施事項	荷主等の実施事項
<p>陸運業の事業者は、貨物自動車の運転者に荷役作業を行わせる場合、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を考慮した運行計画を作成することが適当である。</p>	<p>荷主等は、陸運業の労働者が荷役作業を行う場合、荷役作業を行うことによる疲労に配慮した十分な休憩時間の確保や着時刻の弾力化について配慮することが適当である。</p>

7 陸運業の事業者間で業務請負等を行う場合の措置

陸運業の事業者の実施事項	荷主等の実施事項
<p>陸運業の事業者が自ら受注した運送業務（荷役作業を含む。）を他の陸運業の事業者へ請け負わせる場合には、元請事業場において、下請事業場との協議組織を設置及び運営し、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等を行うことが適当である。</p>	

(参考)

安全作業連絡書(例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発 地		着 地		
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()	
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分	
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分	
積込場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル 3. その他 ()	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル 3. その他 ()	
積荷	品名			
	(危険・有害性)	有・無 ()		
	数量			
	総重量	kg (kg/個)		
積付	1. バラ 2. パレタイズ 3. その他 ()			
積込作業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取卸作業	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
	作業員数	名	作業員数	名
	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	
その他特記事項	※「安全靴、保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入すること。			

※ 「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」(平成 23 年 6 月 2 日付け基発 0602 第 13 号) 別添 2。

